

第6章 計画の推進体制

1. 自立支援協議会
2. 県、関係機関との連携強化
3. PDCA サイクルによる計画の
進行管理と評価

1. 自立支援協議会

本市では、障害者総合支援法第89条の3に基づき、障害者等への支援体制の整備を図るため、保健医療関係者、福祉関係者や就労支援関係者等で構成される「岩沼市障害児者地域自立支援協議会」を設置しています。

当協議会では、障害者等への支援体制に関する地域課題を共有し、課題解決のための方策等についての協議を積極的に行います。また、関係機関が、地域課題等の解決に向かって連携して取り組めるよう、地域の関係機関によるネットワークの構築に取り組みます。

2. 県、関係機関との連携強化

障害福祉サービスの提供、総合的な相談支援や地域への移行支援等にあたっては、宮城県や近隣自治体、社会福祉法人や医療機関をはじめとした関係機関との連携を強化することで効果的な計画の推進を図ります。

3. PDCA サイクルによる計画の進行管理と評価

本計画は、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを循環させながら、平成30年度から平成32年度の3年間の計画の期間の中で、少なくとも1年に1回の実績把握を行い、分析・評価（中間評価）を行うとともに、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画期間中でも必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、中間評価や計画の見直しにあたっては、岩沼市障害児者地域自立支援協議会において協議、検討を行います。

【障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス】

